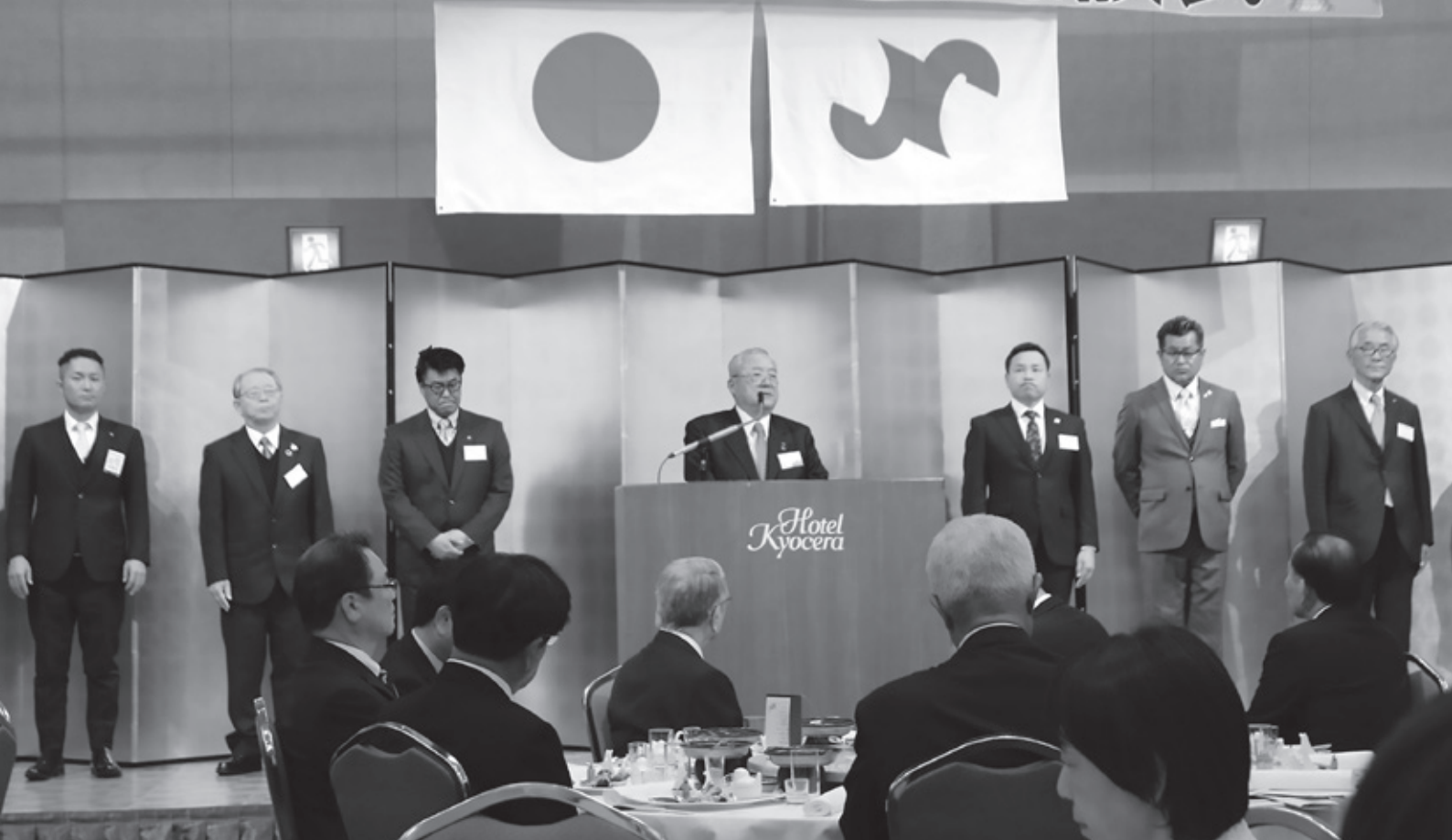


霧島市新春賀詞懇談会



商工会議所会員数(2月1日現在)

総会員数	1,368	事業所
個人企業	602	事業所
法人企業	766	事業所

市の人口と世帯(2月1日現在)

総人口	123,849	人
男	60,030	人
女	63,819	人
世帯数	62,660	戸

主な内容

- ◆霧島市新春賀詞懇談会 P2
- ◆令和6年度 税制改正のポイント P4~5



霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号
TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662
URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

霧島商工会議所

霧島市新春賀詞懇談会

令和6年1月10日(水) 18時からホテル京セラ地下二階天雅の間にて、4年ぶりに、経済10団体によります、霧島市新春賀詞懇談会を開催しました。当日は、309名の参加者で盛会裡に閉会しました。

経済10団体

- ・霧島経済同友クラブ
- ・公益社団法人霧島市観光協会
- ・公益社団法人霧島青年会議所
- ・あいら農業協同組合
- ・霧島市国分青色申告会
- ・国分金融クラブ
- ・霧島市倫理法人会
- ・公益社団法人始良伊佐法人会
- ・霧島市建設同志会
- ・霧島商工会議所



中重市長 祝辞



鎌田会頭 代表あいさつ



仮屋市議会議長 祝辞



野村議員 祝辞



JAあいら 中條組合長 開会のことば



徳重観光協会会長 締めあいさつ



会場の様子



出迎えをする経済10団体長

中小企業相談所たより

(1) 「Food Expo Kyushu2023」 出展

期間：令和5年10月4日(水)・5日(木)

場所：福岡国際センター

内容：伴走型小規模事業者支援の一環として、福岡商工会議所等主催の上記商談会に、当所から「迫田食品(株)」、「NONTEN ~のんてん~代表野田孝子」の2社が参加。過去最多の274社が参加するなかで、国内外のバイヤーに自社商品の売り込みを行いました。



会場内の様子



迫田食品のブース

(2) 「第3回ふるさと物産展」 出店

期間：令和5年10月27日(金)～12月3日(日)

場所：天文館リパティハウス2階岩崎屋

内容：県内会議所地区11か所の地域で愛される商品を持つ事業者の販路拡大を目的として開催されました。当所より、「(有)かわいち国分」、「迫田食品(株)」、「(株)ヒラヤマ食品」の3社が出品。11月25日(土)には、「Oze Taiyaki代表青柳麗美」がキッチンカーにて出店しイベントを盛り上げました。



Oze Taiyakiのキッチンカー

(3) 「きりしま創業サポート&交流会」開催

日時：令和5年12月2日(土)

内容：伴走型小規模事業者支援の一環として、きりしま創業スクール受講者を中心に創業間近または創業後3年以内の方を対象に開催し、26名の参加となりました。基調講演、個別相談、自社紹介、意見交換会を行い、参加者も課題解決に役立ったとの評価がありました。



基調講演の様子

(4) 「DX はじめの一步セミナー」開催

日時：令和5年12月5日(火)

14:00～17:00

講師：(株)アックス (代)菊永 満

(鹿児島県中小企業DX支援プラットフォーム事務局)

内容：DXの基本的な情報、中小企業が実行できるDXについて具体例を用いながら解説を行い、その後、2社が個別に相談を行いました。

(5) 「経営発達支援計画外部評価委員会」開催

日時：令和6年1月10日(水)

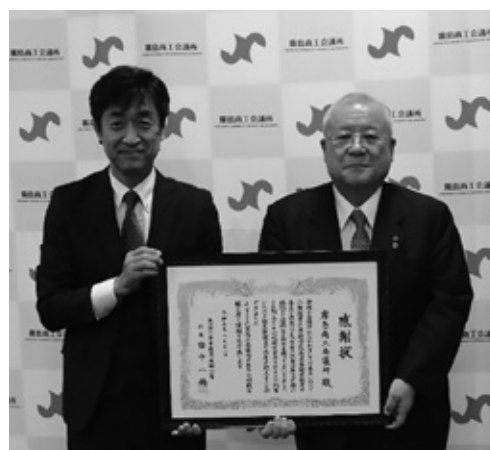
15:00～16:00

内容：外部評価委員会3名に委嘱状の交付を行い、経営発達支援の概要、当所認定の時系列・内容を事務局より説明。その後、令和4年度事業内容について、各委員より評価、意見をいただきました。

(6) 「小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経) 創設50周年記念」感謝状贈呈

日時：令和6年1月10日(水)

内容：株式会社日本政策金融公庫鹿児島支店橋本元気事業統括が来所され、鎌田会頭へ上記感謝状の贈呈を行いました。



全国515商工会議所・125万事業者の力で実現！

霧島商工会議所
日本商工会議所

令和6年度 税制改正のポイント 速報

- 特例承継計画の提出期限の延長(2年)
- 賃上げ税制における繰越控除措置(5年)の創設
- 交際費から除外される飲食費上限の引上げ(1万円)など、**商工会議所の要望が数多く実現！**

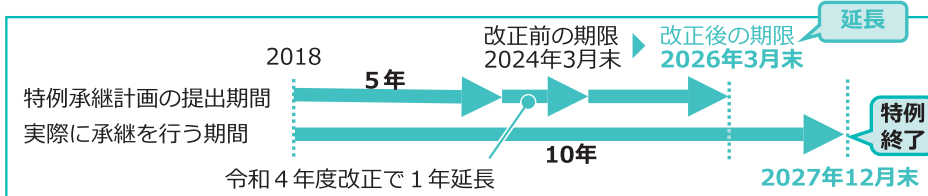
日商「税制改正 特設サイト」▶



I. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制(特例措置)における特例承継計画の提出期限の延長(2年)

- ▶ 特例措置を活用するための前提となるエントリーシート(特例承継計画)の提出期限が2年延長、新たな提出期限は2026年3月まで。一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された



事業承継税制(特例措置)とは
先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予(一定要件を満たすと免除)される制度。10年間の時限措置

制度の紹介チラシ▶



2. 経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の延長(3年)・拡充

- ▶ M&A実施後のリスクに備えるため、M&A実施時に投資額の一定比率の金額を損金算入できる措置が3年延長
- ▶ 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aに対し、積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設

① 経営力向上計画の認定

② M&A実施に準備金を積立 [損金算入]
(株式等の取得対価の**最大100%以下**)

③ 据置期間(最長10年)

④ 簿外債務等の発覚時に準備金の取り崩し [益金算入]

⑤ 据置期間終了後、5年かけて均等取崩 [益金算入]

(※) 株式譲渡が対象(事業譲渡は対象外)かつ、株式の取得価額が10億円以下の場合に限る

拡充

中堅・中小グループ化税制(積立率や据置期間を深掘りする措置)

① 税制の対象に中堅企業も追加

② 積立率の拡大(現行:70%以下)

▶ 2回目M&A 90%以下

▶ 3回目以降M&A 100%以下

③ 据置期間の長期化(現行:5年)

▶ 10年

※株式の取得価額が1億円以上100億円以下が対象
※産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。過去5年以内にM&Aの実績が必要

II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長(3年)・拡充(繰越控除(5年)の創設) 控除上限:法人税額等の20%

- ▶ 特例措置を3年延長するとともに、賃上げの裾野をさらに広げるため、**繰越控除措置(5年)**が創設

- 税額控除の繰越控除期間としては**過去最長!**
- 商工会議所は、繰越控除措置の導入を昨年から要望しており、今年実現

- ▶ 教育訓練費の上乗せ措置の要件緩和
- ▶ 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業への上乗せ措置の創設

- 控除率が**最大45%**に拡大(現行40%)

	中小企業(資本金1億円以下)	
	要件	控除率(最大45%)
基本	雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年 新設 (※1)	
上乗せ①(賃上げ)	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②(教育訓練費)	対前年度(※2)+5%以上(現行+10%以上)	+10% 緩和
上乗せ③(両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」の認定を受けた企業は+5%上乗せ 新設	

(※1) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2) 新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制の創設 **新設**

- ▶ 賃上げ促進税制の中に、従業員数2,000人以下を対象とする**中堅企業枠**を創設
- ▶ **継続雇用者**の給与総額増加率+3%以上で税額控除10%(+4%以上で税額控除25%)

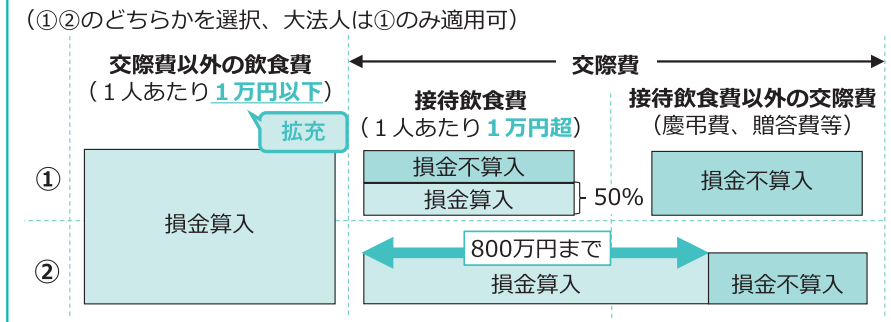
II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制（続き）

5. 交際費課税特例の延長（3年）・拡充（飲食費上限の引上げ（1万円））

- 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長
- 交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ



- 現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正!**
- 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現!**
- 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**



6. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

- 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能な措置が2年延長

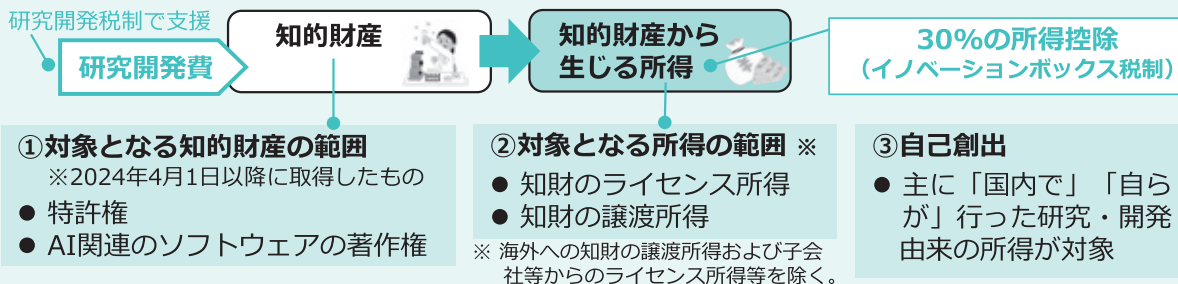


7. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長（3年）

- 地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置（負担調整措置）、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度（条例減額制度）が延長

8. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の新設

- わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権やAI関連のプログラムの著作権）から生じる所得に減税措置を適用する制度
- 所得控除率は30%。措置期間は7年（2025年4月1日施行）



9. 地域未来投資促進税制の拡充

- 地域経済に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業（※）の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に拡充
- (※) 産業競争力強化法において規定

10. 地方拠点強化税制の延長（2年）・拡充

- 本社機能の地方への移転や地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置が2年延長
- 税制の対象となる施設を拡充（インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設等）

III. その他税制

11. 大企業の減資等による“外形標準課税逃れ”に対する措置

商工会議所の強い要望により、**現在、外形標準課税の対象外である中小企業（およびその子会社）は、引き続き対象外!**

- 見直し①（大企業の減資対策）** 2025年4月施行 ※公布日以降施行日までの減資も対象
- 現行の資本金1億円基準は維持
 - 前事業年度に外形対象の法人は、資本金1億円以下になっても、資本金+資本剰余金が10億円超の場合は外形対象

- 見直し②（大企業の分社化対策）** 2026年4月施行
- 資本金+資本剰余金が50億円超の外形対象法人の100%子会社のうち、資本金1億円以下で、資本金+資本剰余金が2億円超は外形対象

12. 所得税・住民税の定額減税

- 2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税

13. 防衛力強化に向けた財源確保

- 防衛費の増税（法人税・所得税・たばこ税）について2025年の増税は見送り

Refresh!

もっと自分らしい


働き方

休み方

春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



第2回 臨時総会

1月17日、今年初めての事業として、霧島商工会議所青年部は第2回臨時総会を開催しました。当日は、令和5年度の補正予算と令和6年度の組織図について審議し、両案ともに満場一致で承認されました。臨時総会には、委任状を含む30名以上が参加し、今年度の未実施事業への理解を深めるとともに、来年度の動向も確認できる有益な機会となりました。

今年度の事業の進行、並びに4月からの新年度に向けて、青年部一同が一層の精進を図ってまいります。皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。



霧島商工会議所青年部 OB 会 交流会・新年会

1月24日には、霧島商工会議所青年部 OB 会との交流会・新年会が盛大に開催されました。交流会では、国分スターレーンにてボウリング大会が行われ、ストライクやスペアが出るたびに歓声が上がリ、OBの皆さんと現役の部員がハイタッチをする様子が見受けられ、大いに盛り上がりました。その後、新年会は一天張に場所を移し、美味しい料理を楽しみながら、参加者同士が情報交換や交流を深めました。

いつもお世話になっている OB 会の皆様に感謝の意を表しつつ、次年度は霧島 YEG にとって多忙な年になる見込みですが、これまで以上に良好な協力関係を築いていただけることに期待しており、非常に有意義な交流会となりました。

企画、運営して下さった霧島商工会議所青年部 OB 会の皆様、ありがとうございました。



新入部員紹介

■ かごしま焼肉ホルモンすだく 霧島本店

住 所 霧島市国分中央3丁目38-25

この度入部させていただいた、柳野 海渚（やなぎの しいな）と申します。歌うことが好きで、よくBARで、1人で歌っていることが多いです。見かけたら一緒に歌いましょう！

普段は、「かごしま焼肉ホルモンすだく」で店長をやらせていただいております！名物は「鹿児島黒牛カルビ」と「鹿児島県産米」です！お米とお肉の相性は抜群。記憶に残る焼肉と最高のサービスでお迎えいたします。

毎月、特別メニューやキャンペーンなどやっていますので是非1度御来店お待ちしております！



霧島商工会議所青年部では部員を募集しています！詳しくは TEL : 0995-45-0313 まで

支援施策活用事業者紹介

当社も活用しました!

《事業所名》 有限会社いしはら
《代表取締役》 石原 正吾
《所在地》 鹿児島県霧島市国分中央 3-35-20-1
《業種》 飲食業
《活用した施策等》

1. 小規模事業者持続化補助金
2. 霧島市ビジネス展開支援事業補助金（一般型）



当店は、平成17年に創業しております。
川跡ちょうちん通りの一角で「座・寿鈴」という屋号で居酒屋として営業しております。県内外の家族連れ、ビジネスマンから若いカップルに至るまで、幅広いお客様からご利用いただいております。

店主こだわりの創作料理をはじめ、地元で水揚げされたばかりの新鮮な魚介類、黒豚、和牛、珍味など旬の食材を生かした郷土料理と地元の焼酎はもちろんのこと全国から選りすぐりの日本酒、ワイン等を豊富に取り揃えております。どの料理も「お客様に感激していただきたい」という思いから、見た目の美しさにも心を配っています。定番メニューの活き造りに添えられた「けん」も、丁寧に桂剥きしておりますので、食通のお客様からはお褒めの言葉をちょうだいすることもしばしばです。

また、来鹿される外国人のお客様にも評判の店内は、四季折々の花が彩り、どこか懐かしいくつろげる空間を演出しています。1階は、カウンター席13席、座敷13席 2階は45席の宴会場がありますので、様々なシーンでご利用いただけます。

しかし、路地裏の立地ということもあり、通りすがりの一見客の皆様が気軽に入店できる環境でないことを踏まえて、補助金を活用し地元の情報が集まるポータルサイトへの情報掲載等を実施しました。まだ来店されたことの無い地元の見込み客に対しても、店内の雰囲気・料理の内容や価格帯を事前にご理解頂くことで、安心してご来店いただけるようになりました。

今後も日本料理の伝統と鹿児島の食文化を守りつつ、皆様に愛され続ける食事処となることを目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。多くのお客様のご来店を、スタッフ一同、心よりお待ちしております。



【商工会議所経営支援レポート】

中小企業相談所課長 竹下 浩光

コロナ禍において非常に厳しい経営環境におかれていた業界ではありましたが、今は行動制限もなくなり、少しずつ日常が戻ってきていると思います。今後も各種補助金、施策等を活用されながら積極的な営業展開を図られ、ますますの事業繁栄をご祈念申し上げます。